

# 国民年金だより

国民年金は、年々、内容が改善されていますが、今年も五月の国会で、次のような法律改正がなされました。

は、毎年九月に行われていたことが、今年七月から実施されることになりました。

## ◆ 拠出年金

七月から年金額の物価スライドによる給付改善が行われます。

スライド率は、前年度の消費者物価指数上昇分の九・四％が引き上げられ支払われます。この改正

## ◆ 福祉年金

福祉年金は、十・八％ないし十一・一％引き上げられました。

また、福祉年金受給者の多年の要望であった「盆暮の支払月」が実現しました。

## 保険料の改定 (五十三年四月から)

改正前	月額 二、二〇〇円
改正後	月額 二、七三〇円

## 支払期月の改善

改正前	一月・五月・九月
改正後	四月・八月・十二月

## 拠出年金の増額

(52年7月から)

年金種別	改正前(月額)	改正後(月額)	
老齢年金	25年納付	32,500円	35,558円
	10年年金	20,500円	22,425円
	5年年金	15,00円	16,408円
障害年金	1級	41,250円	45,125円
	2級	33,000円	36,100円
母子、準母子、遺児年金(子等1人)	33,000円	36,100円	

## 福祉年金の増額

(52年8月から)

年金種別	改正前(月額)	改正後(月額)	
老齢福祉年金	13,500円	15,000円	
障害福祉年金	1級	20,300円	22,500円
	2級	13,500円	15,000円
母子福祉年金	17,600円	19,500円	

## 保険料の滞納はありませんか

保険料は、納めましたか。何か月も滞納してしまつと、保険料の額が大きくなって一度に納めにくくなってしまいます。

そればかりか、保険料を納期限までに納めていませんと、不測の事故にあつたとき、障害年金や母子年金などを受けることができないうことにもなりますし、六十五才になつても老齢年金を受けることができないということになります。このような事故にあつてからは保険料を納めることはできません。

保険料の納期限は、三カ月ごとに定められており、年四回にわけて納めることになっています。第二期分の納期限は、八月一日です。早目に納付しましょう。

### たばこは町内で 買いましょう

### 消費税は貴重な財源

## 国民年金はこんなときに支給されます

国民年金は、歳をとつたときに支給される老齢年金を中心にして病气やケガで身体障害者になつたときに障害年金、万一御主人に先き立たれ母子家庭になつたときに母子年金などが支給されます。ところが、これらの年金を受け

ることができるともかわらず、「知らないから請求しなかつた。」と言う人の声をときどき耳にします。次表に該当すると思われる方は住民課年金係へおたずねください。(有) 二〇三・一〇三

年金の種類	支給条件
老 齢 年 金	保険料を25年以上納めた人が(年齢に応じて24年から10年に短縮)65歳になったとき支給されます。
通 算 老 齢 年 金	国民年金、厚生年金、共済年金等公的年金に加入した期間および配偶者期間を合わせて25年以上ある人が65歳になったとき支給されます。
障 害 年 金	国民年金に加入している期間中にかかった病气やけががもとで障害者になつたとき支給されます。
母 子 年 金	国民年金に加入している妻が夫と死別し、18歳未満の子と生活しているとき支給されます。
準 母 子 年 金	国民年金に加入している女の人が、夫や父、息子をなくし、18歳未満の孫や弟、妹と生活しているとき支給されます。
遺 児 年 金	国民年金に加入している父母が亡くなったとき残された18歳未満の子に支給されます。
寡 婦 年 金	老齢年金を受けられる条件を満たしていた65歳未満の夫が死亡したとき、妻に60歳から65歳まで支給されます。
死 亡 一 時 金	3年以上かけ金を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき支給されます。